

平 25.11.28
マ D 2 - 3

税制調査会(マイナンバー・税務執行DG②)

[厚生労働省 説明資料]

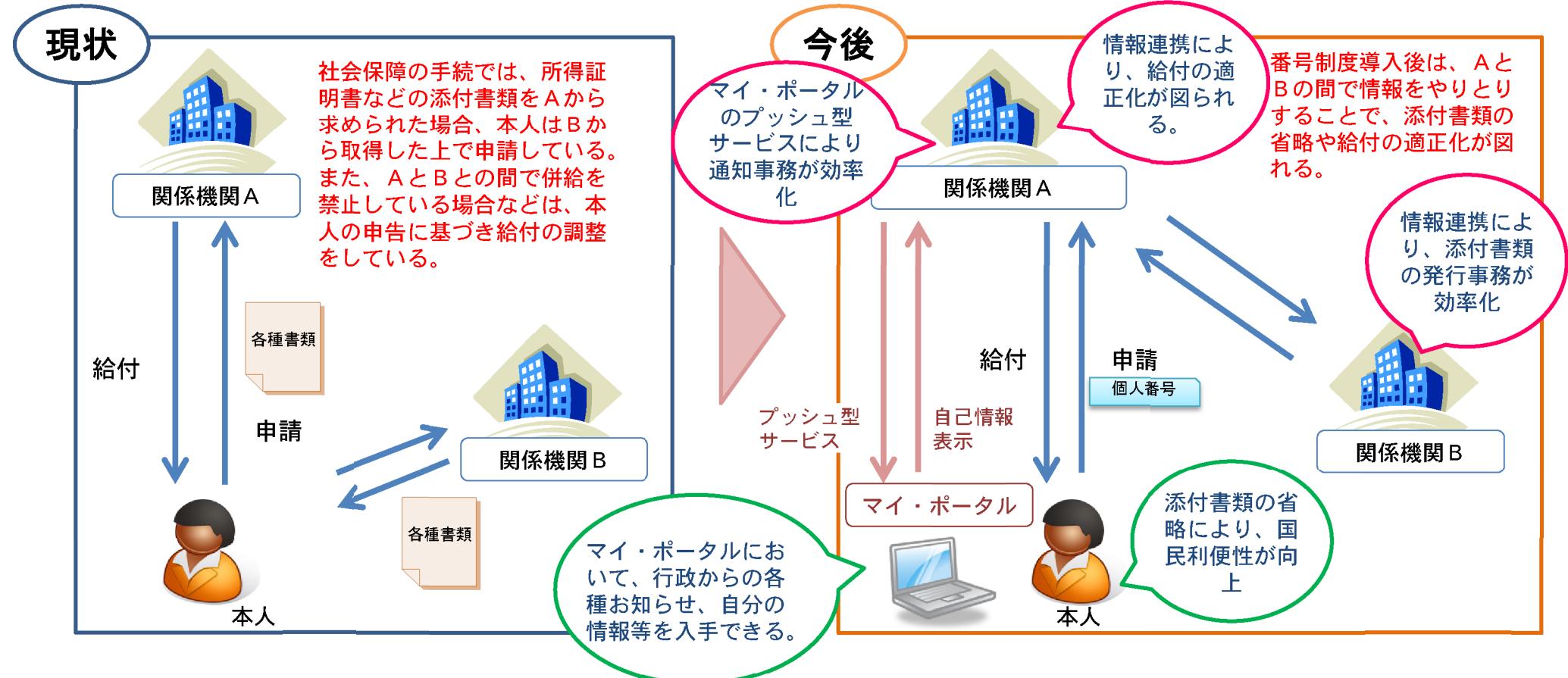
平成 25 年 11 月 28 日(木)

厚生労働省

個人番号の利用範囲

個人番号の利用範囲	
年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
社会保障分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。
災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。	

社会保障分野における番号の利用例・効果



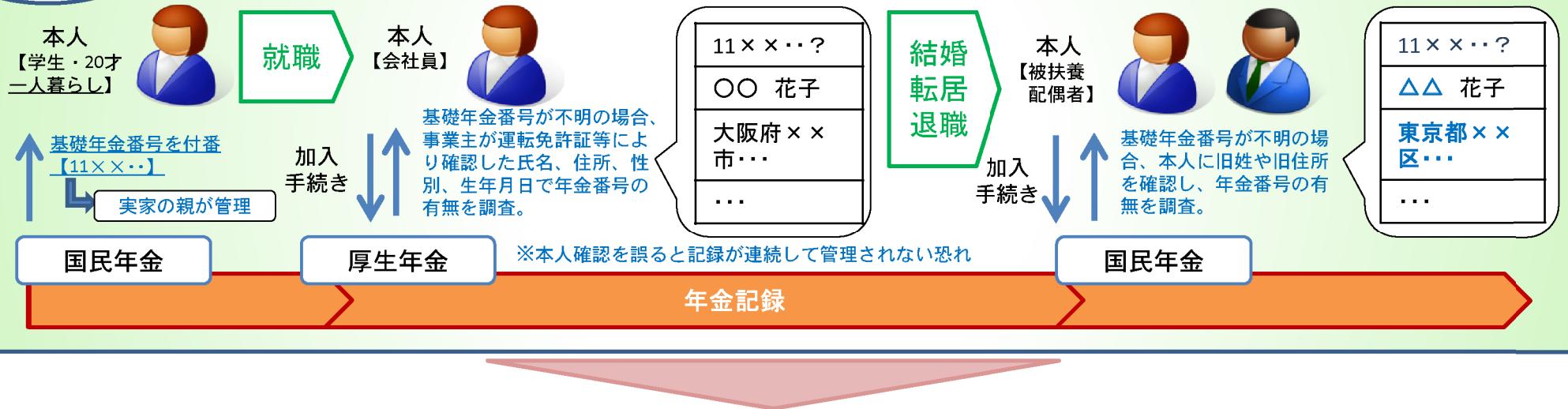
- ① 個人に関する記録の確実性の向上
- ② 添付書類の省略
- ③ 確認事務等の効率性の向上
- ④ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

番号導入効果① 年金分野の本人確認・記録管理

「個人番号」の導入により、より確実かつ効率的な本人確認、記録の管理が可能

現状

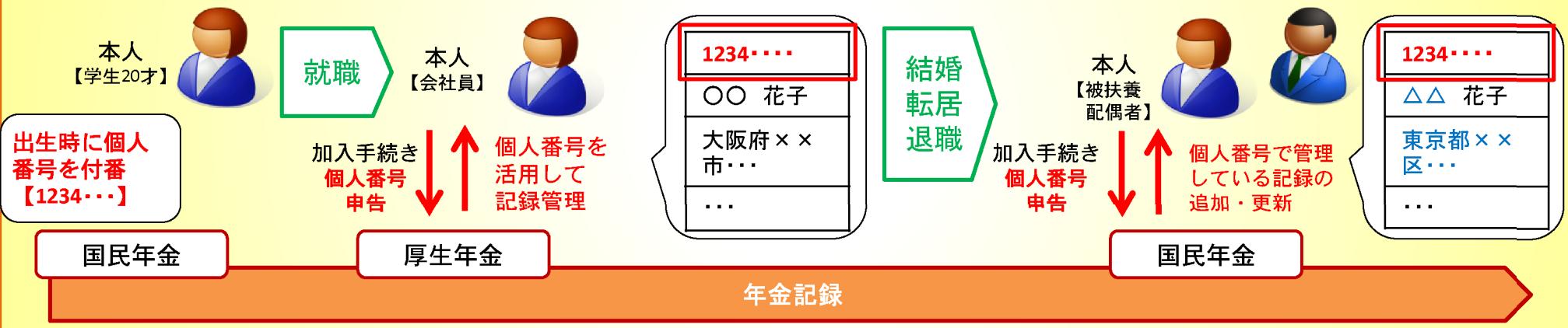
年金制度加入手続き時に、基礎年金番号を保有しているかどうかを調査するために、慎重な本人確認が必要。



個人番号導入

年金制度加入時に申告していただく「個人番号」により、確実かつ効率的な本人確認を実現。

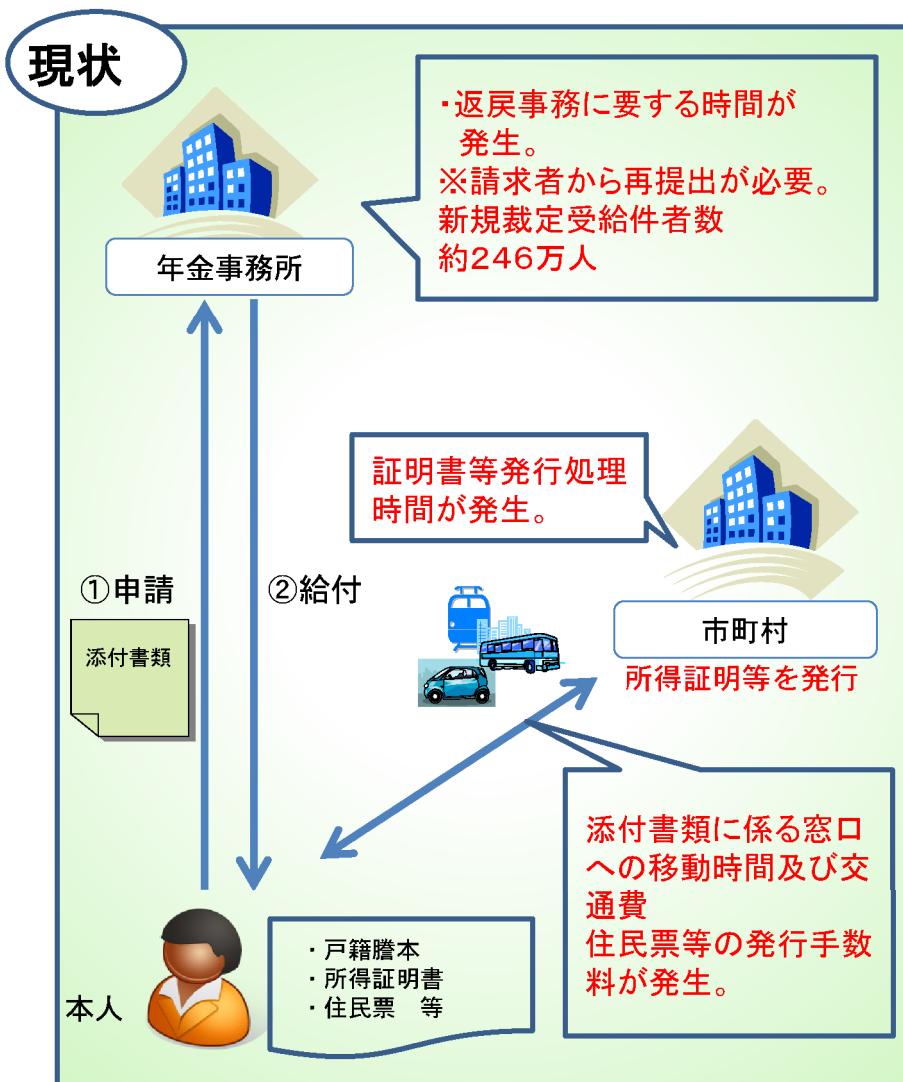
※個人番号は日常での使用頻度が高いため、不明となるケースは稀



番号導入効果②ーA 年金請求時の添付書類縮減と審査事務の効率化

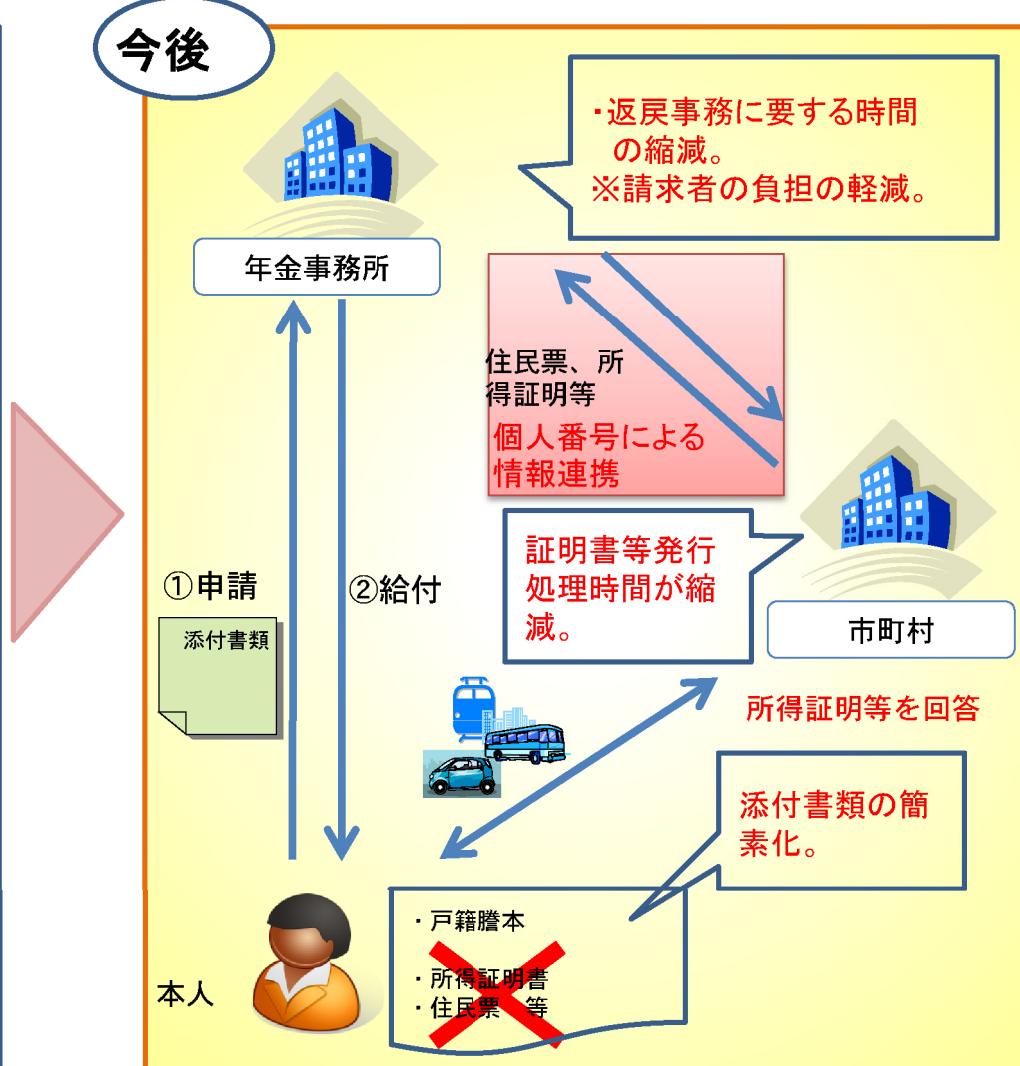
【制度の概要】

年金請求書の添付書類（戸籍、住民票、所得証明等）に不備があった場合、請求書の返戻及び再提出が必要となる。



【番号制度導入後の効果】

情報提供ネットワークシステムを活用し、添付書類を取得することで、返戻件数の減少等による事務処理の効率化が見込まれる一方で、新たに職員による情報照会の事務の発生には留意。



※新規裁定受給権者数: 246万人(平成23年度)。

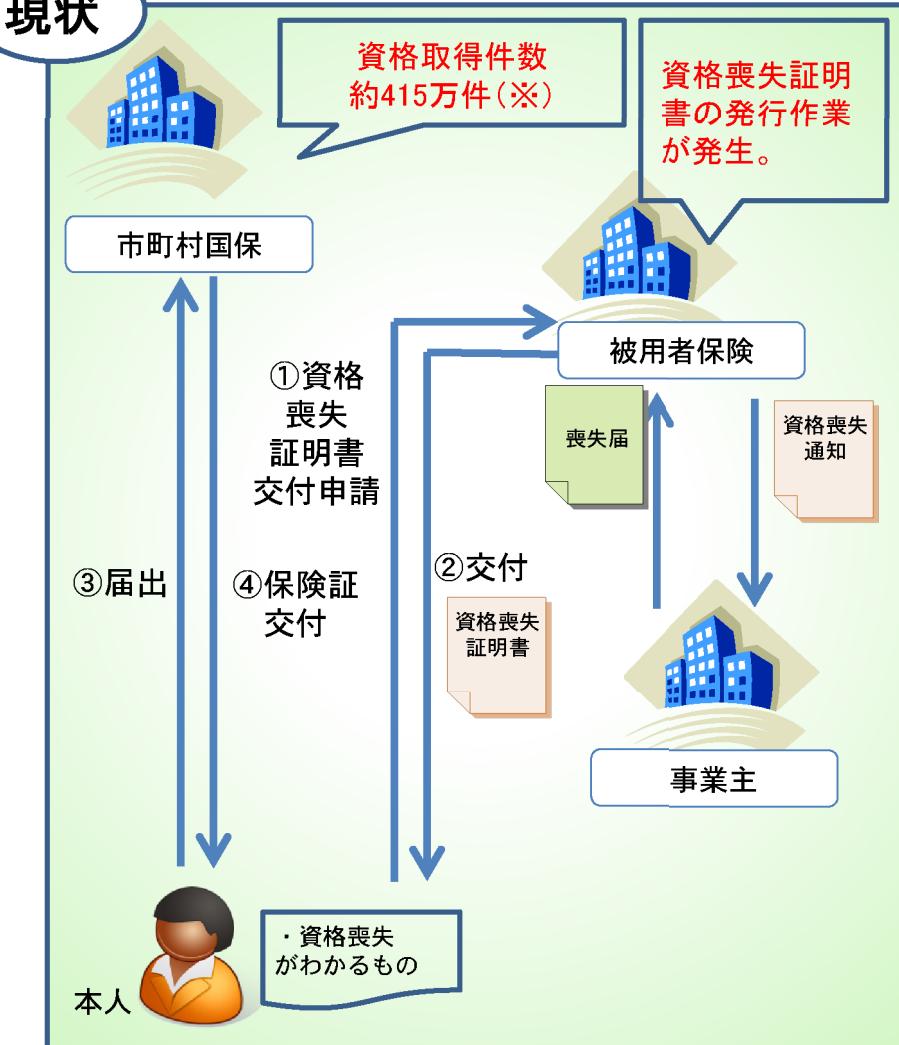
※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

番号導入効果②－B 国民健康保険の資格取得の届出

【制度の概要】

資格取得届 + 被用者保険の資格喪失がわかる書類を確認し、資格取得処理。保険証交付。

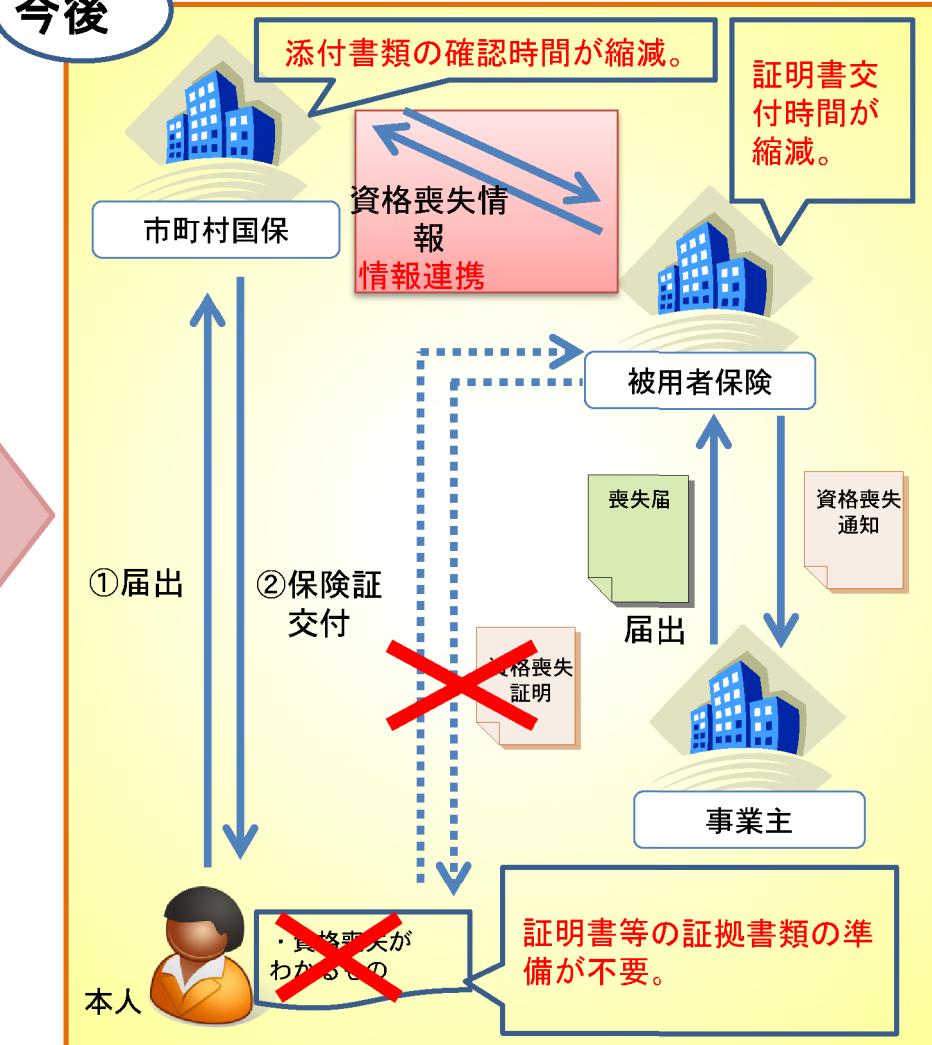
現状



【番号制度導入後の効果】

被用者保険から、情報提供ネットワークシステムを通じて資格喪失情報を受け取り、本人の届出をもって資格取得処理。保険証交付。

今後



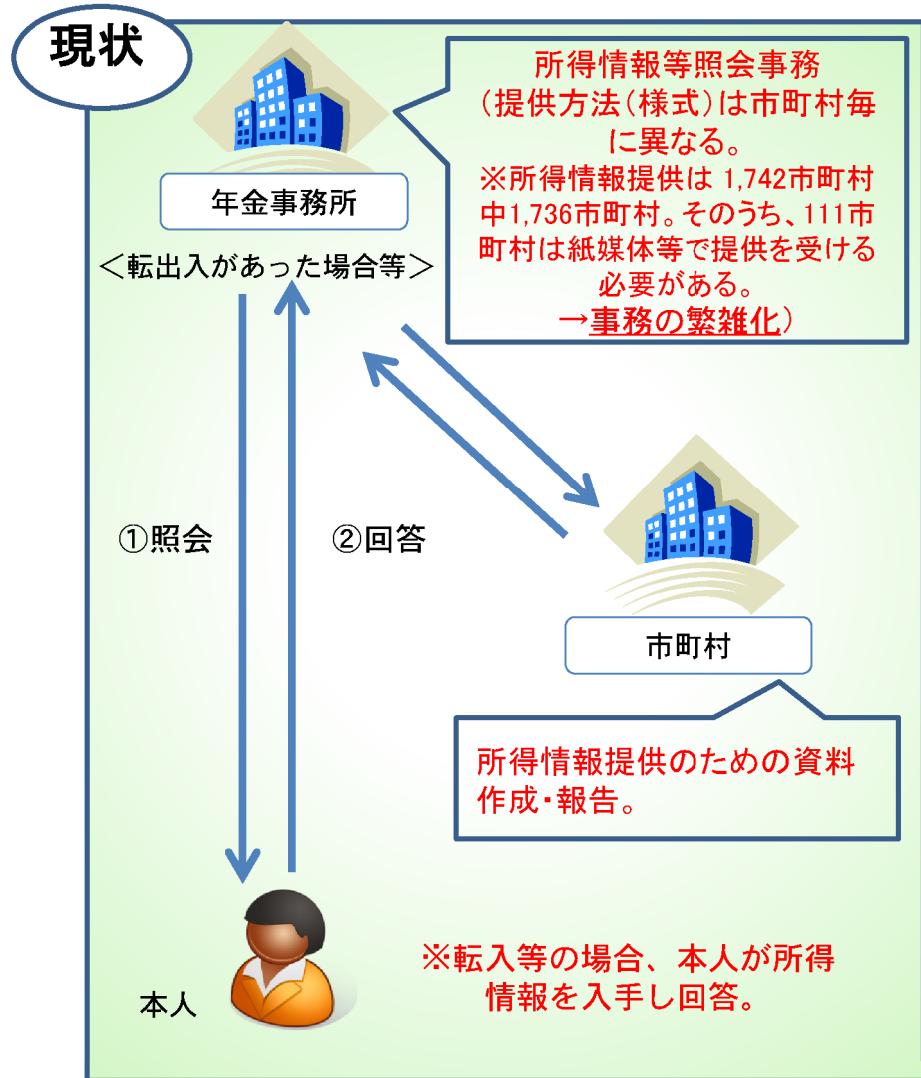
(※)被用者保険を離脱し国民健康保険の資格を取得した件数は約415万件(平成23年度国民健康保険事業年報)。

※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

番号導入効果②—C 国民年金収納対策や継続免除に係る所得確認事務の効率化

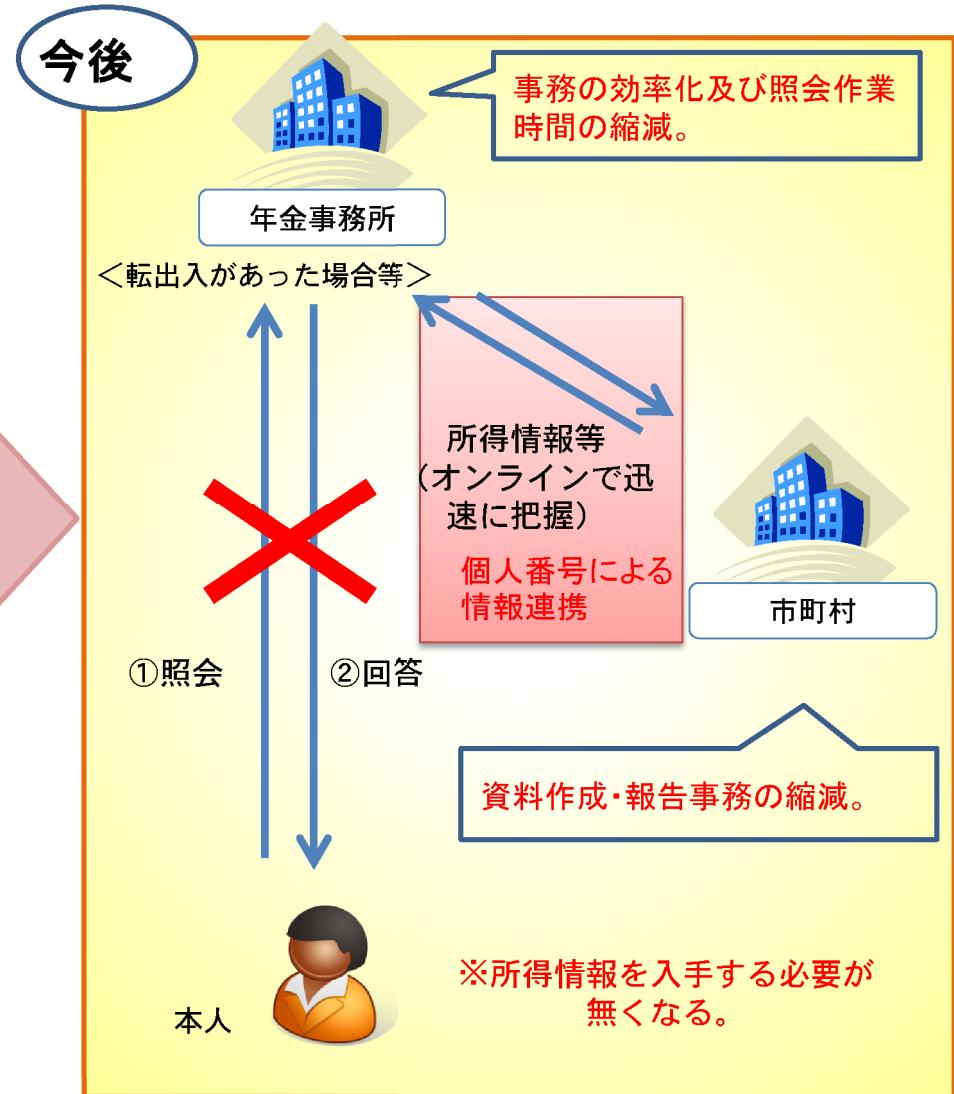
【制度の概要】

国民年金収納対策又は継続免除処理のため、市町村から対象者の所得情報の提供を受けている。転入等で現住所地で所得情報を確認出来ない場合は本人等に照会する必要がある。



【番号制度導入後の効果】

情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携により、対象者の所得情報を取得する。（法定受託事務、協力連携事務の取扱の整理、総務省との調整が必要である。）



※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。